

○大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱第10条に基づく事前協議について

(1) 対象駐車場

駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式を除く）にあっては、車いす使用者が乗用する自動車を駐車することができる部分（以下『車いす使用者用駐車スペース』という）を、駐車施設（※¹）の数に応じて、一定数以上（※²）設置する必要があります。

ただし、普通自動車以外の自動車（バス等）の専用駐車場については、対象となりません。

（※¹）駐車施設は、普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除きます。

（※²）駐車施設の数が200以下の場合：当該駐車施設の数の2%以上

駐車施設の数が200超の場合：当該駐車施設の数の1%以上+2以上

また、特殊装置（機械式駐車施設）を除く一般公共の用に供する駐車部分が20台以上の場合は、『車いす使用者専用駐車スペース』を1台以上設置する必要があります。

なお、その部分を避難階以外の階に設ける駐車場については障がい者等が利用することができるエレベーターを設けなければならない場合があります。

(2) 設置基準

a) 車いす使用者用駐車スペース

幅3.5m以上のスペースの駐車施設を駐車場の出入口に最も近い位置に1台以上設ける必要があります。なお、床面及び立面に国際シンボルマークを表示してください。

b) エレベーター

車いす使用者用駐車スペースが避難階以外の階に設ける駐車場であって

1) 傾斜路又は車いす使用者用昇降設備を設置することにより車いす使用者が安全かつ容易に避難階とそれ以外の車いす使用者用駐車スペースを設けた階の間を移動できない場合

2) 当該駐車場と一体的に利用される他の施設のエレベーターを利用することにより車いす使用者が当該駐車場の営業時間内において常時円滑に避難階とそれ以外の当該部分を設けた階との間を移動することができない場合には、障がい者等が利用することができるエレベーターを設ける必要があります。

(3) 手続きの流れ



(4) 必要書類

① 事前協議書 2部

提出様式と添付する書類及び図書

図書の種類	明示すべき事項	備考
事前協議書		様式第3号
付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物	目安となる縮尺 1/5,000以上
配置図	縮尺、方位、駐車場の区域、敷地及び駐車場の高低、駐車場に接する道路の位置及び幅員並びに車いす使用者の移動の経路	目安となる縮尺 1/300以上
各階平面図・断面図	駐車場に区画割、区画その他主要部分の寸法並びに車いす使用者の移動の経路	目安となる縮尺 1/300以上

この書類については、建築物である駐車場のものは、建築確認申請の受付まで、それ以外の駐車場は、工事に着手する前に提出する必要があります。

② 完了届出書 2部

提出様式と添付する書類及び図書

図書の種類	備考
完了届出書	様式第4号
写真	事前協議に基づく工事が行われたことを証する写真

この書類については、工事が完了したら速やかに提出する必要があります。